

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N634
2023.12.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 労災遺族補償男女差別違憲事件 労災申請のご報告……………中西翔太郎
川崎、ヘイトスピーチをめぐる判決……………神原 元
先島諸島で進む軍事化
～宮古島・与那国島・石垣島を訪れて～……………松田亘平
新刊旧刊
『自衛隊違憲論の原点』内藤 功 著……………笹山尚人
【議長トーク】
「えん罪にはたたかうべきだった」……………笹山尚人
〈シリーズ：憲法と私⑫〉
憲法三八条二項と私……………武田 諒



秋田・横手

労災遺族補償男女差別違憲事件 労災申請のご報告

東京 中西翔太郎

一 事案の概要

労働者災害補償保険法（「本法」）の遺族補償年金の受給要件は、妻に年齢等の制限がないが、夫が、性別のみを理由にする差別的取扱いであり、遺された夫・子どもに対する差別であると同時に、被災者たる女性に対する差別でもあるため、憲法一四条一項に違反するとして遺族補償年金の給付の申請を行った。弁護士は、今後、東京労働者災害補償保険審査官への審査請求の後、再審査請求を経て、早ければ二〇二四年五月頃、東京地方裁判所に訴え提起をする予定である。

弁護団は、川人博弁護士、蟹江鬼太郎弁護士、

小野山静弁護士、松丸正弁護士、成見暁子弁護士と当職である。

二 被災者の二男を請求人とする

労災認定

本事件の請求人は、労働者協同組合に勤務する妻と共働きで、長男、長女、二男を育ててきたところ、二〇一九年六月二十九日、くも膜下出血により妻（当時五二歳）を亡くした夫である。

八王子労基署長は、二〇二三年三月一日、二男を受給権者としたうえ、妻の死が労働災害であると認めた。

請求人は、二〇二三年二月六日、本法の性別を理由とする差別的取扱いが憲法違反であるとし

て、八王子労基署長に、遺族補償年金の給付を申請した。

三 本法の性別を理由とする差別的取扱い

本法一六条の二第二項及び本法附則四三条並びに本法施行規則一五条（以下「本規定」）は、「妻」は年齢等に関係なく遺族補償年金を受給できるが、「夫」は①妻の死亡時に五五歳以上、②一定障害等の条件を満たさなければ遺族補償年金を受給できないと規定する。整理すると、以下のとおりである。

・「夫」が死亡した場合↓「生計維持関係」があれば（遺族補償）年金が支給される。

・「妻」が死亡した場合↓「生計維持関係」に加えて、「年齢要件」か「障害要件（五級以上）」を満たさない限り年金は支給されない。

遺族補償給付の主な男女格差				※夫婦だけの家庭の例	
妻	夫（公務員）	遺族補償年金	遺族特別給付金		
		業務で死亡	平均給与（153日分） × 毎年（生涯）	遺族補償年金の2割 × 毎年（生涯）	
妻（公務員）	55歳未満の夫	遺族補償一時金	遺族特別給付金		
		業務で死亡	平均給与（1000日分） × 1回のみ	遺族補償一時金の2割 × 1回のみ	

四 大きな経済的格差

弁護団の試算では、本規定により、少なくとも四四〇五万六二五九円もの経済的格差が生じている。

本事件では、二男に対して、遺族補償等一時金及び遺族特別一時金の合計として、一七五万八〇〇〇円が支給された。

しかし、仮に請求人が遺族補償年金等の受給資格を有していれば、請求人は、遺族補償年金(二〇一九年の平均余命八二歳の場合)及び遺族特別年金として、八八二〇万八三四七円が支給されたはずである。これをライブニッツ係数3%で減額しても六二六〇万四二五九円となる。

五 地公災法の男女差別規定の裁判

(松丸正弁護士、成見暁子弁護士が被災者遺族を代理)

本法と同様の男女差別規定は、地方公務員災害補償法(以下「地公災法」)にもある。これについて、大阪地方裁判所は、二〇二三(平成二五)年一月二五日(判タ一四〇二号六九頁)、「専業主婦世帯の数と共働き世帯の数が逆転し、共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている今日においては、配偶者の性別において受給権の有無を分けるような差別的取扱いとはや立法目的との間に合理的関連性を有しない」として、地公災法三二条

一項但書二号等の規定が、憲法一四条一項に違反すると判断した。

しかし、大阪高等裁判所は、二〇二五(平成二七)年六月一九日、妻についてのみ、年齢を問わずに「一般に独力で生計を維持することが困難である」として、遺族補償年金を受給できるものとして、同年金の受給要件に係る区別を設けることは、合理的理由のない不当な差別的取扱いとはいえず、憲法一四条一項に違反しないと判示した。最高裁判所も、地公災法のかかる規定は、憲法第一四条第一項に違反しないと判断した(最判平成二九年三月二二日判時三三四一六五頁)。

六 弁護団の主張(労災法の違憲性)と本申請の意義

(1) 一九七五年アメリカ連邦最高裁判決(Welton v. Missouri)は、同種の差別的取り扱いについて、憲法違反であるとの判断を下した(著名な女性法律家で元連邦最高裁判事のギンズバーグ氏が弁護士時代に担当した事件)。

日本においては、前述したとおり、地方公務員の同種訴訟において、一審において違憲判断が出されているにもかかわらず、最高裁は、合憲との判断を出した。かかる最高裁判決(小法廷)は、変更されるべきである。最近において、トランスジェンダーの人々の人権に関連し、従来の小法廷

判決を変更する最高裁大法廷判決(二〇二三(令和五)年一〇月二五日)が出されたことは記憶に新しい。本件においても、必ずや従来の小法廷判決を最高裁大法廷で変更させることを実現する決意である。本件のような、性別のみを理由とした差別的扱いがあまりにも明確であり、何らの社会的な妥当性も存在しない判決を、このまま放置することは断じてできない。このことは、我が国における性別による差別をなくしていくうえでも、また、職場における男女共同参画を実現していくためにも、極めて重要な意義をもつ。

(2) 加えて、本件のように、父親が亡くなるか母親が亡くなるかによって、実質的に当該夫婦間の子を含めた世帯収入に大きな差別的な扱いが行われることは、子どもの人権の尊重、平等に教育を受ける権利を侵害するものであり、子どもの人権侵害にも該当する。

七 男女平等と本申請の意義

(1) 一九四七年施行の本規定は、「夫」が主婦と子を養う「男性稼ぎ主モデル」という性別役割分業を前提としたものであり、共働きが当たり前となった現在の社会に合致しない。

(2) 一九四七年当時は、「男性稼ぎ主モデル」世帯が標準モデルとされていた。しかし、二〇二二年、労働力人口総数に占める女性の割合は四四・六%

となり、雇用者数は二七・七万人となった。また、同年、「雇用者の共働き世帯」は二七・七万世帯となった一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は四六・八万世帯となり、夫婦のいる世帯全体の二・三・一%となった。家族のあり方はますます多様化し、「男性稼ぎ主モデル」は遠い過去のものとなった。

(3) 二〇二二(令和四)年時点の男性労働者を一〇〇とした場合の女性労働者の給与水準は七五・七である(令和五年賃金構造基本統計調査)。男女賃金格差の是正が国内外から要求されている

のを受けて、格差は年々是正されつつあり、女性労働者の給与水準は七五を超え、五年前の二〇一七(平成二九)年の七三・四から二・三ポイントも上昇しているのである。二〇二二(令和四)年から常時雇用する労働者が三〇一人以上の企業は男女の賃金の差異を公表することが義務づけられた。この公表で、今後、男女の賃金格差はさらに是正されるものと想定される。

また、二〇二二年四月一日、結婚可能年齢を男女とも一八歳とする民法改正が行われ、二〇二四

年四月一日には女性の二〇〇日間の再婚禁止期間も撤廃する民法改正が予定されている。

このように、近年、男女差別解消に向けた法律の改正が部分的であるが実現し、ジェンダー平等に向けて社会は大きく動き出している。

八 本事件は、クラウドファンディング「CAL L4」を利用して、訴訟費用の寄付を募るとともに、広く社会への訴えかけを行う予定である。ご支援を是非ともお願い申し上げます。

川崎、ヘイトスピーチをめぐる判決

神奈川 神原 元

1

二〇二三年一月二日横浜地裁川崎支部は、在日コリアン女性に対して「祖国に帰れ」等とするインターネット上のヘイトスピーチについて合計一九四万円の損害賠償を認める画期的な判決が出ましたのでご報告します。

原告となった崔江以子(チェ・カンイジャ)さんは二〇一六年に成立したヘイトスピーチ解消法について国会で参考人として発言する等してきた方です。彼女のヘイトスピーチ反対の発言が極右の反発を受け、インターネットでの集中的な攻撃を

招き、今回「日本に仇なす敵国人、さつさと祖国に帰れ」というヘイトスピーチを受けたのです。

特に問題となった前記投稿は、二〇一六年六月に投稿されたものですが、同年九月、法務省はこれを人権侵犯と認め、プロバイダーに対して削

除するよう求めました。そこでプロバイダーがこれを削除すると、投稿者は、崔さんに逆恨みをし、「差別の当たり屋」「被害者ビジネス」等と投稿を繰り返しました。

投稿者の執拗な投稿に崔さんから相談を受けた弁護団は、二〇二〇年一〇月に発信者開示申立をしました。最終的に投稿者が判明したのは二〇二一年九月。その間、四年以上に亘り、投稿者は執拗に崔さんを誹謗中傷し続けていたのです。

我々弁護団は、この四年間の投稿を整理して名誉毀損及び侮辱で提訴しました。同時に、これに加え、既に削除済みであったものの、最初に問題になった「日本に仇なす敵国人、さつさと祖国に帰れ」という投稿について、ヘイトスピーチ解消法二条の「不当な差別的言動に当たる」という理屈で、不法行為だと主張したのです。

2

横浜地裁川崎支部判決は、「祖国に帰れ」とする二〇一六年の投稿について一〇〇万円、その他の投稿について合わせて七〇万円という慰謝料を認めました（その余は弁護士費用）。この判決はインターネット上のヘイトスピーチに対する賠償として高額ですが、それ以外に二つの意義があります。

一つはヘイト解消法を実効化したということです。解消法は理念法に過ぎず実効性に疑問がもた

れてきました。この点、判決は「祖国に帰れ」という発言が解消法二条の不当な差別的言動に該当するとししました。そして、発言が本邦外出身者であることを理由に地域社会から排除されない権利の侵害であると認めました。判決は理念法に過ぎないとされた解消法に命を吹き込んだのです。

それだけではありません。ヘイトスピーチ解消法に定める「不当な差別的言動」には、害悪告知型（「人を殺せ」とかいうもの）、侮辱類型（「人はゴキブリ」等というもの）、排除類型（「人は日本から出ていけ」というもの）の三類型があります。このうち、害悪告知型は平穏生活権侵害、侮辱型は名誉感情毀損によって把握できるのに対し、排除類型は現行法体型には当てはまるものがなく、違法にする余地が少なかった。本件判決は、端的に「不当な差別的言動」であることを理由に違法としてくれたのです。

この判決のもう一つの意義は、「祖国に帰れ」という、長年在日コリアンを苦しめてきた典型的なヘイトスピーチの違法化に成功したこと。在日コリアンの方々に話を伺えば、一番悔しかったヘイトスピーチとしてすぐに出てくるのが「祖国に帰れ」です。日本に生まれ育った彼らに対して、そして、植民地主義の犠牲者の末裔である彼らに対して、一体どこに帰れというのでしょうか。

私は指紋押捺拒否事件の記録を見ました。そ

うすると、指紋押捺拒否の在日朝鮮・韓国人に対し、決まってなされたヘイトスピーチが「祖国に帰れ」でした。日本人は昔からこのヘイトスピーチをしてきたのです。

弁護団は、この「祖国に帰れ」発言がどれほど深刻な人権侵害であるのか、朝鮮史等を専門とする板垣竜太先生の意見書を提出して立証しました。板垣先生の意見書は、多くの在日朝鮮・韓国人の方々への聞き取りをベースとした、研究史的にも価値の高いものだったと思います。

3

その他、一〇月にはヘイトスピーチ側から名誉毀損で訴訟を起こされ一審で二部敗訴の判決を受けていた、神奈川新聞の石橋記者の判決もありました。結果は逆転全面勝訴。これで、川崎におけるヘイトスピーチ関連の裁判は全て勝訴したことになります。一時、川崎市議選に立候補を決めていたヘイトスピーチ側の活動家がいきましたが、あいつが敗訴判決で川崎からの撤退を決めたそうです。我々は川崎をヘイトから守ったのです。

一連の大きな成果を受けて、弁護団は、さらに、判決の意義を全国に広げ、ヘイトスピーチを根絶するたたかに尽力していきます。

先島諸島で進む軍事化

沖縄本島

～宮古島・与那国島・石垣島を訪れて～



一 はじめに

東京弁護士会期成会などに所属する弁護士十九名が、二〇二三年一〇月二八日から三日間、宮古島・与那国島・石垣島を訪問し、先島諸島で進む軍事化の様子を視察した。私も期成会員の一人として参加したので、青法協会員の皆様にご報告したい。

二 宮古島

(1) 保良訓練場

保良訓練場は、島南東部の保良鉾山跡にある広大な窪みに建設された。正門は高台に位置し、正門に向かって左側の茂みから、訓練場の様子を見下ろすことができる。

訓練場には、覆道射場と弾薬庫が設置されている。弾薬庫は盛り土に覆われており、その中に地对艦・地对空ミサイル部隊の弾薬が保管されている。訓練場の北東には保良集落が広がっており、弾薬庫に一番近い民家は約二〇〇メートルしか離れていない。住民の方は「有事の際は訓練場と心中するしかない。」と言っていた。

(2) 宮古島駐屯地

正門では、自動小銃を携行した自衛隊員が、出入りする車両をチェックしていた。また、駐屯地内には、ミサイル搭載可能な軍用車両を多数確認

できた。

駐屯地中央には、カーンミ御嶽と呼ばれる茂みがある。これは近隣住民の拝所であり、駐屯地建設の際、防衛省は一定の範囲の保全を約束していたが、実際には大幅に削減され、聖地である井戸も破壊されたという。また、防衛省は、駐屯地には弾薬庫とヘリパッドを作らないと明言していたが、駐屯地開設後、弾薬庫の設置が明らかになり、また敷地内のグラウンドを陸自ヘリの発着場として利用する方針を打ち出したという。

(3) 住民とのランチ会

反対運動を行う住民の方々とランチを一緒にしてお話を伺った。特に印象に残っているのは、住民と自衛隊員との関係である。

宮古島駐屯地には、隊員用の複数棟の宿舎がある。家族と一緒に住む隊員は、子どもと一緒に地域の行事にも参加することがあるようである。住民の方は、行事に参加してくれる隊員家族を歓迎する一方で、自衛隊が島の日常に浸透していくことへの複雑な思いを吐露した。もし国が、住民と隊員家族を個人的に交流させることを通じて、住民に反対の声を上げにくくさせようとしているとしたら、ぞっとするほかない。

三 与那国島

(1) 島内の様子

沿岸部の草原には馬や牛が放牧されており、どこかな霧閉気であった。しかし、島中心部にあるインビ岳には、ゴルフボールのような形のレーダーを頂く複数の鉄塔が、不気味に聳え立っていた。

島の南西部には、与那国駐屯地が位置している。現在、ミサイル部隊の配備に向け、同駐屯地東側の町有地・民有地が用地取得候補地とされている。また、同駐屯地の東南東には樽舞湿原（環境省指定の重要湿地）、そしてその先にはカタブル浜が広がっている。ここに、国は、自衛隊が使用するための港湾（いわば軍港）の建設を計画している。与那国駐屯地を起点として、カタブル浜まで広がる巨大な軍事基地を構想しているようである。

(2) 住民の声

カタブル浜のすぐ北東には、比川集落が広がっている。同集落にある公民館で、約一〇名の住民の方々からお話を伺った。

衝撃的だったのは、有事が発生した際の不安の声である。住民避難を主導するのは自治体であって自衛隊ではないとされている。自衛隊は、島を軍事拠点として利用するが、有事における住民の安全を守らないのである。そして、住民の方々は、仮に安全に島外に避難できたとしても、有事が起きたら島が破壊され、もう戻れないのではないかと、そのまま島が自衛隊に乗っ取られるのではないかと、原発事故と同じことが起きるのではないかと、口々に不安の言葉を述べた。

また、住民の分断を憂う声もあった。自衛隊配備を問う住民投票（二〇一五年）の際、住民は反対派と賛成派に分断された。現在でも住民の間にしこりが残っており、具体的な反対運動につながらないという。また、自衛隊配備後は隊員とその家族が住民として生活するようになり、その投票動向が町政を左右している。これでは反対運動が盛り上がりつても町政を動かすのは難しい。

住民の方々は、弁護士である私達に、この島の生活を守るためにどのような裁判が可能なのかと質問した。このあまりに切実な問いに対する回答を、私はまだ見つけられていない。

四 石垣島

(1) 市議会議員との意見交換

石垣島では、市議の方から反対運動について話を伺った。

二〇一八年三月、市長は陸上自衛隊配備受入れを正式に表明した。市長独断の決定に疑問を持った当時二〇代の若者が、同年二月、法定署名二万四二六三筆を市に提出し、石垣市自治基本条例に基づいて住民投票実施を請求した。しかし、臨時議会は住民投票を否決してしまった。住民投票を求める住民は義務付け訴訟や当事者訴訟を提起したが、義務付け訴訟は最高裁で住民敗訴が確定した。

石垣島では、住民が反対の声を上げているのに、自治体や司法がこれを握りつぶすという、他の島とは異なった深刻な問題がある。市議によると、反対住民が市長の手法の違法を主張しても、市長が顧問弁護士の見解を理由に問題ないと回答することにより、反対意見が委縮してしまうという。そこで、反対住民の立場から法的見解を表明する弁護士が必要とされている。

(2) 石垣駐屯地

市議の方のご案内により、石垣駐屯地を一望できる高台から視察した。

石垣駐屯地は島中心部の平得大俣地区にある。山の裾野を削って作られた駐屯地は、畑も広がる緑豊かな大地に不釣り合いに浮かんしており、弾薬庫や多数の軍用車両、建設用の足場などを確認できた。大雨の際は、駐屯地のすぐ近くの山から土砂崩れが発生することも懸念されているという。

五 おわりに

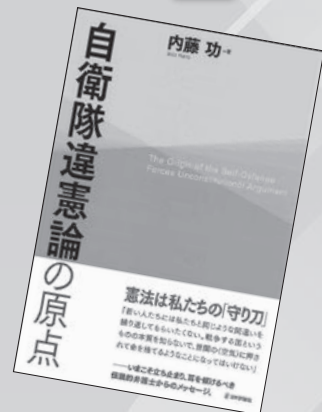
先島諸島で進む軍事化の震源地は、東京である。東京のために先島諸島が犠牲にされているのである。先島諸島は司法過疎地であり、反対住民のために活動できる弁護士は少ない。東京に生きる弁護士は何をすべきだろうか。私一人では抱えきれない問題であり、青法協会員の皆様の教えを乞いたい。

書評

内藤 功 著

『自衛隊違憲論の原点』

東京 笹山 尚人



『自衛隊違憲論の原点』

著者・内藤 功

出版社・日本評論社

発刊年月・二〇二三年八月

定価・二二〇〇円(税込)

四六版／二〇四頁

内藤功先生の著作『自衛隊違憲論の原点』(日本評論社)を拝読した。

日本国憲法の平和主義を守り、発展させたいと考える全ての人にとって必読文献だと感じた。まして青法協の法律家をや、である。会員諸氏に強くお勧めしたい。

■内藤功先生のこと

内藤先生のごことはご存じの方も多いと思うが、若手になればなるほど馴染みがないかもしれない。一九三三年生まれ、一九五七年弁護士登録(六期)。一九五七年から七三年までの期間、砂川、恵庭、長沼、百里といった憲法九条に関わる歴史的事件の弁護団員として活動される。一九七四年から八九年まで二期二年、参議院議員として活躍

される。二〇〇一年以降現在まで、日本平和委員会の代表理事を務めておられる。

内藤先生はその平和運動家として、弁護士として、また国会議員としての経験を踏まえて、現在も精力的に執筆や講演活動を務めておられる。本書もそうした一環として二〇二三年八月に出版された。

■本書の構成

本書は、全三章からなる。第一章は、内藤先生ご自身の戦争体験を綴られたいわば自叙伝的な内容。第二章は、稲塚秀孝監督による映画「憲法を武器として―恵庭事件 知られざる五〇年目の真実」に合わせて、稲塚監督と対談した内容の収録。第三章は、その恵庭事件における、内藤先生ご自

身担当部分の弁論の原稿である。

私はこの本を第三章、第二章、第一章の順に読んだ。これで正解だったと思う。なんとと言っても、あの恵庭事件の弁論である。まず何よりもそれを読みたかった。それを讀んだ上で、恵庭事件札幌地裁判決は、憲法判断回避・憲法限定解釈による無罪だったわけで、それにはどんな背景があったのか。それを第二章で知ることができた。そして、これほど力強い活動をされる内藤先生の原点を第一章で知り、深く納得できた。

■圧巻の第三章

第三章で驚いたのは、恵庭事件の弁論の内容が、驚くほど現代の情勢と合致していることである。

新刊 旧刊

私たちには、知らず知らず、長年すり込まれている様々な情報によって「自衛隊」のイメージがあると思う。それは、自衛隊は本質的に国土を防御するものである、というイメージである。先年公開された映画「シン・ゴジラ」では、自衛隊が国土をゴジラという怪物から防御するために活躍する。そのリアルな映像などからも、自衛隊はわが国の防御のために活躍するのが本分だというイメージが多かれ少なかれ国民の中に定着している。

しかし真実の自衛隊はどうか。恵庭事件の弁論においては、自衛隊とは、本質的にアメリカに従属して侵略戦争を行う組織なのだということが、事実を持って縦横無尽に暴露されている。三矢研究という素材と、尋問で解明された事実で、これほど豊かに自衛隊の本質を暴露しているのは、圧巻というほかない。恵庭事件の当時は、自衛隊はまだ「専守防御の組織」として語られていた時代である。その当方で、自衛隊の侵略的本質が、これほど豊かに語られている。自衛隊の海外進出が当たり前になりつつある

いまだあれば、なおさらこの状況は当てはまり、さらに進んでいるはずである。

■ 恵庭事件のあの札幌地裁判決にはいかなる背景があったのか？

第二章では、憲法学では「司法消極主義」の文脈で語られることが多いと思われる恵庭事件札幌地裁判決には、背景があったことを知ることができる。それはそれで深い感銘を覚えるものである。恵庭事件の「肩すかし判決」の真実がわかると、権力というものの恐ろしき、そして、権力をそこまで追い込んだ運動の力のすごさを感じる。

最後に第一章を読んで、内藤先生のルーツ、そこからの見識に再び感銘を受ける。事実に基づく見解の説得力は第三章と同じ力がある。改めて、戦争体験者の体験を知ることの大切さをかみしめる思いがした。

■ まとめ

― 七〇周年行事にお呼びしたい ―

いまはウクライナにせよガザにせよ、紛争がむしろ激化しつつある。こういった時代だからこそ、私たちはできるだけ多くの情報を正確に共有し、中国やロシア、北朝鮮といった国の実情を知り、交流し、想像力を働かせて、共存のための話し合いを重ねることの重要さと、アメリカと自衛隊の本質をつかみ、その内容を伝えていくことと

は、私たち法律家の大切な役割ではないかと思える。そのことを教えてくれる貴重な書籍である。

このように、大変に感銘を受けたので、青法協は二〇二四年に創立七〇周年を迎えるにあたり、その原点をつかみ直す七〇周年行事を予定しており、その席にぜひ内藤先生にご臨席いただき、お話をうかがわせてもらいたいと考えている。なんとか実現したいので、会員諸氏においてもふるってご参加いただきたい。

青年法律家協会七〇周年記念行事 実行委員会よりお知らせ

青年法律家協会七〇周年記念行事を、以下のとおり行います。みなさま、ぜひご予定ください。

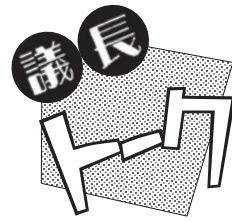
と き…二〇二四年四月五日(金)

一三時頃開始予定

一八時〜 懇親会

ところ…学士会館

東京都千代田区神田錦町三二八



「えん罪には たたかうべきだった」

私たち五三期は、一九九九年四月から二〇〇〇年九月までの一年半の修習で、一年半修習開始の初めての期でした。そのため、研修所は私たちに非常に厳しく対応していたと思います。

私は、一九九九年四月から六月の前期において、いずみ寮で生活しました。そのとき、予想外の弾圧とえん罪事件が起きたのです。

その日の夜遅く、すでにいずみ寮内の交流スペースの使用時間を過ぎた後でした。交流スペースは自動販売機の利用者のため使用時間が過ぎた後も施錠はされず出入りはできる状態になっていました。なので時間が過ぎても、多くの修習生がおしゃべりしたり麻雀

したりで事実上利用が頻繁に行われていました。私は修習生部会の議長の大山君に用があつて、寮内の大山君の部屋を訪ねたところ留守だったので交流スペースのどこかにいるかと思つて探してみたところ、大山君は他の修習生と麻雀をしていたのです。まだ途中だったので、一局終わるまで待とうと麻雀の様子を見物していたところ、急に警備員が入ってきて、「利用時間は過ぎています！ ルール違反です！」といつて現場を押さえられたのです。

後日、その場でつかまつた修習生全員は、研修所の事務局長に呼ばれ、「君たちはとてもない寮の規則違反をした。自分たちがどんなに罪深いことをしたのかわかっているのか」とめちやくちや叱責されました。

そのとき、私は、「いや私は交流スペースを利用していただけではなく、友人を呼びに行ったタイミングでたまたま在室していたに過ぎません」と抗弁しなかったのです。

後日、この件を同期の修習生たちや、先輩弁護士たちから、「なぜその場で抗弁しなかった。えん罪ではないか」とずいぶん指摘を

されました。

今振り返ってみて、自分が、あるとき抗議しなかったのは、間違いだったかなあと思っています。

当時なぜ抗議しなかったかと言うと、とにかく忙しかったのです。クラス連絡委員としての業務もあったし、なにより青法協修習生部会の事務やニュースの発行などで、私は目が回る忙しさでした。つまらないことで紛争している場合ではないという気分が強かったのです。

しかし、理不尽な弾圧や、えん罪は、どんなに忙しいときでもある日突然降りかかってくるものでしょう。みなさんそこに敢然と立ち向かっている。自分も青法協会員らしく、毅然と自分の主張をすべきだったなあとは今反省しています。

なお、このときの事件がきっかけで、その後、利用時間が過ぎると交流スペースは施錠されるようになったらしいです。五四期以降のみなさん、それは私たち五三期のせいです。ゴメンナサイ。

（青法協弁学合同部会議長 笹山尚人）

シリーズ
憲法と私 ⑫

憲法三八条二項と私

高松 武田 諒

七

五期の武田諒と申します。架け橋法律事務所
所で勤務しています。刑事弁護や消費者問
題等、街弁と言われるような仕事を多くしていま
す。弁護士として働き始めて早一年が経ちますが、
まだまだ研鑽が足りないと感じるばかりです。

今回、私がテーマにする条文は三八条二項で
す。同項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自
白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の
自白は、これを証拠とはできない。」と規定してお
り、違法な自白の強要を禁止する趣旨の条文で
す。違法な取調べが行われていたり、冤罪被害が
繰り返されている現状から、私は違法に自白を強
制させないための制度の確立や取調べの運用をす
ることが必要だと感じています。そこで、違法な
手段によって得られた自白を排除して冤罪の危険
性を防ぎ、かつ、違法な取調べ等による被疑者、
被告人の人権侵害をも禁止する趣旨の三八条二項

香

川県弁護士会にて今年の八月一九日に、全
事件・全過程での「取調べ可視化」を考え
る映画『Winnie』上映会を行いました。一般の
方も参加され、大変好評を博した上映会に、私も
参加させていただきました。Winnie事件につ
いてはご存じの方が多いかと思いますが、Win
nyソフトの開発者が、違法な取調べによって作
成された書面等に基づき、第一審では有罪判決を
受けた事件です。その後、無罪を勝ち取ります
が、それまでに約七年もの歳月を費やしました。
その間、開発者は、大好きなプログラミングの仕
事をする事ができませんでした。

Winnieの開発者は、マスコミ等の報道によ
り風評被害を受けると共に、約七年もの間、プロ
grammingの仕事も制限され、重大な冤罪被害を

受けました。Winnie事件だけでなく、冤罪事
件は多く発生し、社会でも問題となっています。
このような事件が起きているにもかかわらず、二
〇年程経った現在でも違法な取調べは後を絶ちま
せん。

刑事訴訟法等の一部改正が二〇二六年にされ、
裁判員裁判対象事件等について身体拘束下の被
疑者取調べの全過程の録画が義務付けられたもの
の、全体の三%未満であり、違法な取調べを抑止
するためにはまだまだ不十分です。一方で、可視
化により録音・録画されていたからこそ、違法な
取調べが行われていたことが明らかにになった事件
も多数あります。取調べの可視化は、違法な取調
べの抑止となるほか、被疑者・被告人の利益を守
ることもつながります。

違法な取調べを抑止するには、取調べの空間を
捜査官だけの領域とすることを防止することが大
事になります。そのためには、やはり取調べの全
件・全過程可視化することが必要です。また、弁
護士立ち合いのもとでの取調べという方法もあり
ます。映画『Winnie』の上映会を通して、私
は、二〇年前の事件ではあるが、現在も違法な取
調べが行われているという問題は変わらないと思
であつて、この事件を風化させてはならないと思
いました。また、違法な取調べの危険性や取調べ
の可視化の必要性を、これからも社会に訴えかけ

新人弁護士を迎えるみなさまへ

- ▶入会の案内に青法協の紹介リーフレットをご活用ください。オリジナルクリアファイルも販売中！
(注文は本部事務局まで)



青法協新人ガイダンス開催

2024年1月25日(木)18時より、TKPスター貸会議室四ッ谷第一(四ッ谷駅徒歩2分)で新人ガイダンスを開催いたします。Webでの参加も可能です。入会を検討中の方も参加できますので、ぜひ、お問い合わせの上、ご参加ください。



編集後記

▼ウクライナへの侵攻が続く中、ハマスとイスラエルの戦闘が始まり、ガザ地区への攻撃は激しくなるばかりである。武力行使によって「紛争」を解決しようとする営為が、いかに危険であり、無謀ないしは理不尽なことであるか、重ねて痛感する。▼しかし、平和憲法を有するはずの日本も、安心できるような状況にはない。実態は、軍事同盟の下で米軍基地を置き、自衛隊は「敵基地攻撃」能力を持つと企てている。▼ウクライナやガザの惨状は、私たちに「非戦の決意」を、あらためて迫っているように感じられる。

(米倉 勉)

最

後に、憲法三八条二項には、憲法上の制度や権利を実現するためには適切な法律や運用が必要であることを改めて考えさせられました。違法な取調べを防ぐための制度や運用の必要性を社会に伝えられるよう、今後も刑事弁護活動を通して頑張っていきたいと思います。

ていく必要があると思いました。

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

2024年3月 8日(金)～ 9日(土)

兵庫県

【第55回定時総会】

2024年6月29日(土)～30日(日)

北海道

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

1月12日(金)10時半～

お知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会パンフレット『「国会議員の任期延長改憲」その危険な本質』を作成しました。

青法協のホームページもしくはメール(bengaku@seihokyo.jp)でご注文ください。

なお、PDF版もホームページで配布中です。ご活用ください。